

(使用済燃料の貯蔵)

第168条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 各号炉の使用済燃料を表168に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること。
 - (2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施錠等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講じること。
 - (3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。
 - (4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。
 - (5) 使用済燃料ピット内の燃料の配置変更を行う場合は、未臨界が維持できることをあらかじめ確認している条件（初期濃縮度、燃焼度、制御棒の有無および配置）に基づき移動することで、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること。
 - (6) 使用済燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講じること。
2. 原子燃料課長は、第1項(5)における燃料移動の実施計画を作成し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。

表168

各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット
1号炉	1号および2号炉、3号炉 ^{※1} 、4号炉 ^{※1}
2号炉	1号および2号炉、3号炉 ^{※1} 、4号炉 ^{※1}

※1：3号炉および4号炉使用済燃料ピットでの貯蔵については、第1編第103条にて実施する。